

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月2日

【会社名】 株式会社コーザベース

【英訳名】 Uzabase, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長(共同経営者) 稲垣 裕介
代表取締役社長(共同経営者) 梅田 優祐

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号
(平成30年7月1日から本店所在地東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号が上記のように移転しています。)

【電話番号】 (03)-4533-1999

【事務連絡者氏名】 経営財務企画担当専門役員兼CFO 村上 未来

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木七丁目7番7号

【電話番号】 (03)-4533-1999

【事務連絡者氏名】 経営財務企画担当専門役員兼CFO 村上 未来

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,952,563,360円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,232,480株	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当」という。)は、平成30年7月2日(月)開催の当社取締役会決議によります。
- 2 本第三者割当は、Quartz Media LLC(以下「Quartz社」という。)を合併存続会社、UZ LLC(以下「UZ」という。)を合併消滅会社とし、当社の普通株式及び新株予約権を合併の対価とするデラウェア州法上の合併(いわゆる三角合併、以下「本件買収」という。)を実施するために必要となる合併対価を合併消滅会社に取得させることを目的とし、UZを割当先として行う第三者割当増資に係る募集です。本件買収の詳細については、後記「募集に関する特別記載事項」をご参照ください。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,232,480株	3,952,563,360	1,976,281,680
一般募集			
計(総発行株式)	1,232,480株	3,952,563,360	1,976,281,680

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上増加する資本金の額の総額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,207	1,603.5	1株	平成30年7月30日(月)	該当事項はありません	自平成30年7月31日(火) 至平成30年10月1日(月)

- (注) 1 発行価格は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上増加する資本金の額であります。
- 2 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。
- 3 割当予定先は、クローリング基準時株式数についてのみ申込又は払込みを行う予定であり、払込期間中に申込又は払込みのない株式については失権となります。
「クローリング基準時株式数」とは、1,232,480又は25百万米ドルを本件買収の実行(クローリング)日の直前取引日の当社普通株式の出来高加重平均価格で除した数(1未満は切り上げるものとする。)のうち、いずれか小さい数をいいます。以下同じです。
- 4 本第三者割当については、平成30年7月31日(火)から平成30年10月1日(月)を会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ユーザベース Corporate本部	東京都港区六本木七丁目7番7号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 芝支店	東京都港区芝五丁目34番7号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,952,563,360	12,625,000	3,939,938,360

(注) 発行諸費用の概算額は、主に、アドバイザー・フィー、弁護士費用、登記関連費用及び上場手数料等からなります。また、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

下記「募集に関する特別記載事項1. 本件買収について」に記載のとおり、本第三者割当は、本件買収を実施するために必要となる合併対価を合併消滅会社であるUZに取得させることを目的とするものであり、本第三者割当は、当社の資金調達を目的とするものではありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

1 本件買収について

(1) 本件買収の目的

当社は、「経済情報で、世界を変える」をミッションに掲げ、世界中で利用される経済情報インフラを創出したいと考えています。

今日、当社が提供するサービスは多くのビジネスパーソンにご活用いただいています。企業・業界情報プラットフォーム「SPEEDA」(注1)のユーザー企業数は1,000社を超え、ソーシャル経済メディア「NewsPicks」(注2)のユーザー数は330万人を超えています。

国内で一定の事業基盤を構築した今、グローバル事業への投資を増やすことは、当社の掲げるミッションを実現するためにも、次の10年の成長を加速させるためにも、不可欠です。

当社のコア事業の一つであるNewsPicks事業は2013年にサービスを開始して以来、(1)プラットフォーム、(2)メディア、(3)コミュニティの3要素を融合するという、独自のビジネスモデルを築いてきました。また、広告収入のみに依存しがちなデジタルメディアの領域において、有料課金モデルを開拓し、広告売上と課金売上を高次元で両立させることに成功しました。

その成功を武器に、昨年、北米においてDow Jones社と合弁企業を設立し、米国市場に進出しました。2017年11月に始動した米国版NewsPicksのDAU(注3)は、日本版NewsPicksの立ち上げ時を大きく上回るペースで伸張しており、米国市場での成功の手応えを感じています。

巨大な市場を有する米国において、当社が日本で作り上げた成功モデルを実現するには、コンテンツ、テクノロジー、ビジネスに秀でたチームが必要です。モバイルに適したクオリティの高いコンテンツを提供するQuartz社は、当社が北米のみならずグローバル展開を目指す上で最適のパートナーと考え、買収することとしました。

Quartz社は2012年に設立された新しい経済メディアです。Quartz社の共同経営責任者であるJay Lauf氏及びKevin Delaney氏は米国を代表するメディア分野のプロフェッショナルです。優れた経営陣のリーダーシップの下、モバイルテクノロジーとジャーナリズムを組み合わせたメディアとして、また、優れたUI・UX・コンテンツ(注4)を有するメディアとして、高い評価を得ています。

Quartz社の哲学、カルチャーは、以下の点でNewsPicksと極めて類似しており、当社のミッション「経済情報で、世界を変える」を実現する上で最適のパートナーと考えています。

世界を動かす読者層
世界中の取材ネットワーク
世界トップクラスの経済ジャーナリスト
モバイルファーストのデザイン
高品質なブランドコンテンツ

当社は今回のQuartz社買収により、今後、北米・世界市場において、Quartz社が抱える約2,000万人の優良読者を基盤としながら、NewsPicksが培ってきた有料課金、マルチメディア展開、コミュニティ運営の事業モデル・ノウハウを生かしていきます。それによって、世界でのNewsPicks事業拡大の成長に弾みをつけることが可能になると確信しています。

本件買収は、2023年までに、全世界でユーザー数(MAU)(注5)1,000万人、有料会員数100万人を達成し、“世界で最も影響力のある経済メディア”を目指す当社にとって貴重な機会であり、当社の企業価値の向上に資するものと考えています。

- (注) 1 SPEEDAは、ビジネスパーソンの情報収集・分析における課題を解決する最先端のプラットフォームです。世界中の企業情報、業界レポート、市場データ、ニュース、統計、M&Aなどあらゆるビジネス情報をカバーしています。
- 2 NewsPicksは、The Wall Street JournalやThe New York Timesなどの国内外100を超えるメディアのニュースのほか、NewsPicks編集部が作成するオリジナル記事も配信するソーシャル経済メディアです。各業界の著名人や有識者が投稿したコメントと共に、多角的にニュースを読み解くことができます。
- 3 DAU(デイリーアクティブユーザー数)とは、1日にサービスを利用したアクティブユーザー数のことです。

- 4 UI(ユーザーインターフェイス)とは、製品・サービスに対してユーザーが直接触れる部分(視覚情報を含む)、UX(ユーザーエクスペリエンス)とは、ユーザーが製品・サービスの利用を通じて得られる体験のことです。
- 5 MAU(マンスリーアクティブユーザー数)とは、1ヵ月に1回以上のサービスを利用したアクティブユーザー数のことです。

(2) 本件買収の対価

本件買収に係る取得対価は、計75百万米ドル(約82.5億円、注1)相当の当社普通株式及び現金です。また、当該取得対価に加えて、業績の達成割合に応じて条件付対価(以下「アーンアウト対価」という。)をQuartz社の出資者に支払う合意がなされています(注2)。

取得対価の内訳は、当社普通株式：25百万米ドル(約27.5億円)相当及び現金：50百万米ドル(約55億円)です(但し、当社が交付する当社普通株式としては、25百万米ドル(約27.5億円)を本件買収が実行される日(平成30年7月31日)の予定です。以下「クロージング日」という。)の直前取引日の当社普通株式の出来高加重平均価格で除した数を交付することを予定しているところ、当該数が1,232,480株を超過する場合は、当該超過分に相当する部分については株式でなく現金で支払うことを予定しており、その場合、現金での支払金額が増加する可能性があります。以下同じ。)

当社は、本件買収に際してのQuartz社との協議・交渉の過程において、本件買収の対価の一部として、当社普通株式を交付することで自己資本を増強し、当社の財務基盤を充実させることが重要との考えに基づき、当社普通株式を対価とした場合の希薄化の程度、現金を対価とした場合の財務上の影響、その他本件買収の最適な仕組み等を検討した結果、上記のとおり、Quartz社の出資者に対して当社普通株式及び現金を交付することとしました。

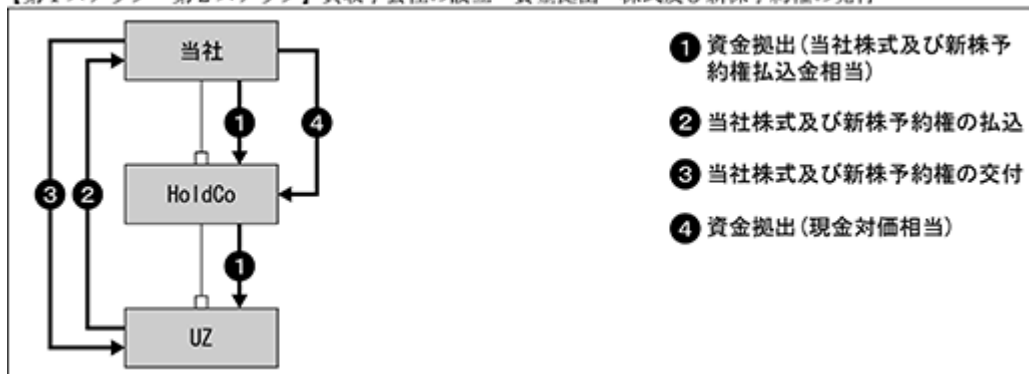
本件の買収価額を決定するに際して、当社は、そのファイナンシャル・アドバイザーであるGCA株式会社(以下「GCA」という。)による平成30年6月13日付企業価値算定書を取得しました。当社は、当該算定書において採用されている、当社が作成した本件買収後のQuartz社の事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)及びデジタルメディア業界における類似取引比較法のほか、参考指標として提示された類似会社比較法に基づく算定結果も勘案の上、Quartz社の出資者と協議、交渉し、最終的に本件の買収価額を決定しました。なお、アーンアウト対価の最大額を支払うこととなった場合における本件の買収対価の総額は、GCAによる算定結果のレンジに収まっています。

- (注) 1 米ドル・日本円の為替レートを便宜上1米ドル=110円で換算しています。以下同様です。
- 2 アーンアウト対価の内訳は、新株予約権：最大25百万米ドル(約27.5億円)相当(注：新株予約権の行使により取得できる最大株式数に、平成30年6月29日の当社普通株式の株価の出来高加重平均価格を乗じた金額となります。以下同じ。)及び現金：最大10百万米ドル(約11.0億円)であります。アーンアウト対価は、クロージング日のQuartz社の出資者に追加的に支払われる対価であり、平成30年12月に終了する事業年度(以下「平成30年12月期」という。)に係るQuartz社の売上のうち、諸条件を満たした売上で、平成30年12月期末時点の有料課金ユーザー数に応じて支払われます。アーンアウト対価の導入により、本件買収に伴う当社のリスクを軽減するとともに、Quartz社側に対するインセンティブ効果が得られることとなります。具体的には、売上の額と有料課金ユーザー数が一定の目標値に達しない場合にはアーンアウト対価は発生せず、目標値を超えた場合には業績指標に対する達成比率に応じた額の対価が支払われることとなります。ただし、新株予約権については、新規の新株予約権の交付ではなく、クロージング日に交付される新株予約権(一定の行使制限が付されています。)の行使可能数が、業績指標に対する達成比率に応じて増加されるという形式となります。アーンアウト対価の一部として新株予約権を用いることとしたのは、アーンアウト対価としての当社株式の交付時期は平成31年上半が見込まれるところ、クロージング日に新株予約権として交付することにより、権利関係の早期確定及び両当事者の利便性を図ることを目的としたものです。アーンアウト対価として行使可能となる新株予約権の目的となる当社普通株式は最大で862,736株となり、平成30年3月31日現在における当社発行済株式総数に対する割合は2.9%です。

(3) 本件買収の方法

本件買収は、当社が新たに米国に設立した子会社に対して、当社の新株式の発行及び新株予約権の発行を行い、当該子会社がQuartz社との合併に際してその合併の対価として、これらの株式及び新株予約権をQuartz社の出資者に対して交付するという方式により行います。その具体的手続きは、大要以下のとおりとする予定です。

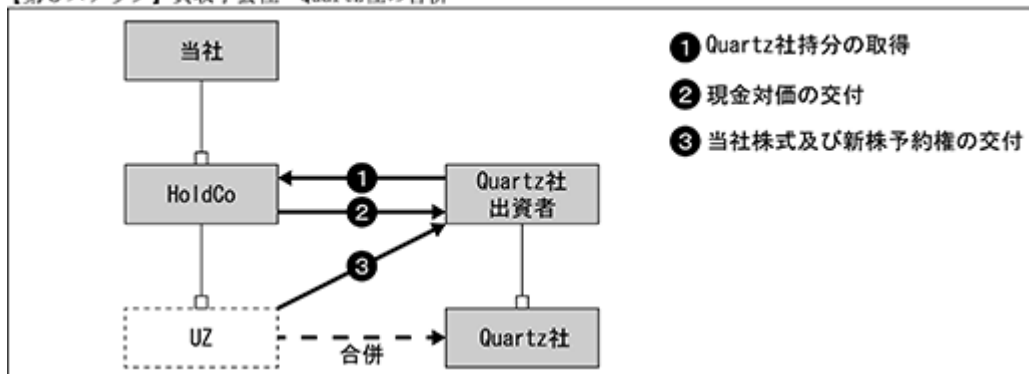
【第1ステップ・第2ステップ】買収子会社の設立・資金拠出・株式及び新株予約権の発行



第1ステップとして、当社は、当社の米国子会社であるUzabase USA, Inc(以下「HoldCo」という。)の子会社として、米国デラウェア州にUZという買収子会社(割当予定先)を設立しました。当社は、UZに対し、当社の新株式及び新株予約権に係る第三者割当の払込みに必要な資金をUZの増資をHoldCoを通じて引き受けることにより拠出します。

第2ステップとして、当社は、UZにQuartz社との合併の対価として交付する当社普通株式及び新株予約権を取得させるため、UZに対して第三者割当により新株式及び新株予約権の発行を行い、UZはこれを引き受けます。(これにより、「第1ステップ」において当社がHoldCoを通じてUZに拠出した資金は、払込金としてUZから当社に戻ってくるため、本件買収における実質的な資金の流出とはなりません。)また、当社は、HoldCoに対し、UZとQuartz社の合併の対価としてQuartz社の出資者に交付する現金額に相当する資金を、HoldCoの増資を引き受けることにより拠出します。

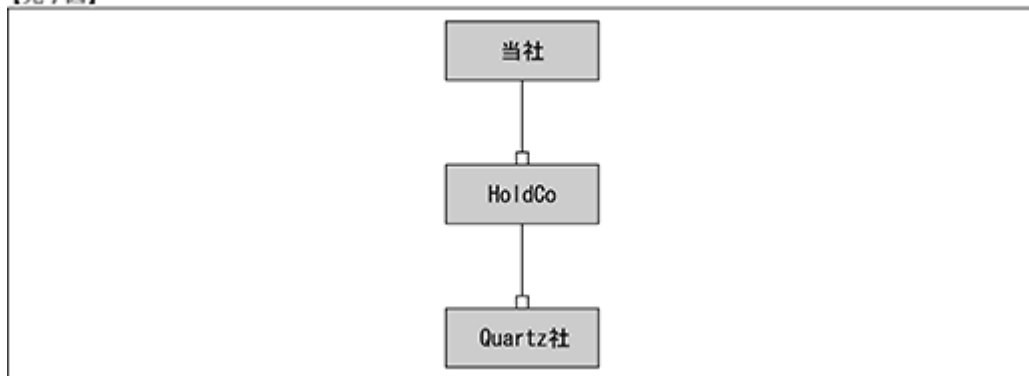
【第3ステップ】買収子会社・Quartz社の合併



第3ステップとして、Quartz社を存続会社としUZを消滅会社とする合併を実施します。Quartz社の出資者に対する合併対価として、HoldCoは現金を、消滅会社であるUZは当社普通株式及び新株予約権を、それぞれ交付します。

以上の結果、Quartz社は、当社の100%米国子会社であるHoldCoの100%子会社(当社の米国完全孫会社)となります。

【完了図】



なお、上記ステップの完了後、「1. 本件買収について (2) 本件買収の対価 (注) 2」に記載のとおり、クローリング日のQuartz社の出資者に対して追加でアーンアウト対価として、当社新株予約権の行使により発行される当社普通株式及び現金が交付されることがあります。

2 第三者割当による新株予約権発行について

上記「1. 本件買収について (2) 本件買収の対価 (注) 2」に記載のとおり本件買収の対価の一部とするため、当社は、平成30年7月2日開催の当社取締役会において、第三者割当により発行される新株式と同じ割当予定先であるUZに対して平成30年7月31日を払込期日として新株予約権の発行を決議しています(以下当該新株予約権を「第18回新株予約権」という)。第18回新株予約権の発行の概要については、以下のとおりです。なお、詳細につきましては、平成30年7月2日提出の第18回新株予約権の募集に係る有価証券届出書をご参照ください。

新株予約権の総数	862,736個(第18回新株予約権)
新株予約権の発行価額	1個当たり677円
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1円
新株予約権による調達金額	584百万円(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(行使価額に行使可能本新株予約権総数の行使によって得られる普通株式の数を乗じた金額の合計額)を合算した金額)(今回の新株予約権発行は、上記「募集に関する特別記載事項1. 本件買収について」に記載のとおり、本件買収のために割当予定先に対して行うものであり、上記の払込金額は当社が割当予定先の増資を引き受けることにより当社からHoldCoを通じて割当予定先に対して供与された資金によってなされるものであって、資金調達を目的としたものではありません。)
新株予約権の行使により発行される当社普通株式	アーンアウトによる最大増加数 862,736株

3 第三者割当による発行決議日直前取引日終値以上を下限行使価額とした行使価額修正条項付新株予約権発行について

当社は、平成30年7月2日開催の当社取締役会において、本件買収を含めた今後の成長戦略投資を推進するにあたり、Quartz社買収に係る借入金を返済することで十分な資金調達余力を確保すると共に資本負債構成の適正化を図り、また同時に自己資本を増強することを目的に、みずほ証券株式会社に対して平成30年7月31日を払込期日として下限行使価額を発行決議日直前取引日終値以上とした行使価額修正条項付新株予約権(以下「第19回新株予約権」という。)の発行を決議しています。第19回新株予約権の発行の概要については、以下のとおりです。なお、詳細につきましては、平成30年7月2日提出の第19回新株予約権の募集に係る有価証券届出書をご参照ください。

新株予約権の総数	20,000個(第19回新株予約権)
新株予約権の発行価額	<p>総額18,360,000円(第19回新株予約権1個当たり金918円)</p> <p>ただし、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で第19回新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める平成30年7月9日から平成30年7月11日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、平成30年7月2日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて算定された結果が上記の金額を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とします。</p> <p>発行価額の総額は、第19回新株予約権1個当たりの発行価額に、第19回新株予約権の総数(20,000個)を乗じた金額となります。</p>
当該発行による潜在株式数	<p>潜在株式数：2,000,000株(新株予約権1個につき100株)</p> <p>上限行使価額はありません。</p> <p>第19回新株予約権の下限行使価額((a)平成30年7月2日(発行決議日)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下本項において「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「東証終値」という。)に相当する金額又は(b)条件決定日の直前取引日の東証終値の50%に相当する金額のいずれか高い額、以下同様です。)は条件決定日に決定しますが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,000,000株です。</p>
行使価額及びその修正条件	<p>第19回新株予約権の当初の行使価額は、条件決定日の直前取引日の東証終値と発行決議日の直前取引日の東証終値(3,275円)のいずれか高い方の金額とします。</p> <p>第19回新株予約権の行使価額は、平成30年8月1日以降、第19回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92%に相当する金額に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。</p>
その他	<p>当社は、割当予定先との間で、第19回新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、第19回新株予約権に係る第三者割当て契約(以下「本割当契約」という。)を締結する予定です。本割当契約において、当社は、割当予定先が第19回新株予約権を行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、当社の承認を得ることなく第19回新株予約権を第三者に譲渡することができないこと、及び本件買収が中止されておらず、その他本件買収の実施に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が発生していないことを第19回新株予約権に係る払込みの停止条件とすること等が定められています。</p>

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

a. 割当予定先の概要	名称	UZ LLC	
	本店の所在地	160 Greentree Drive, Suite 101, City of Dover, County of Kent, State of Delaware	
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません(常任代理人はおりません。)	
	代表者の役職及び氏名	Uzabase USA, Inc. Chairman and President 梅田 優祐	
	出資額	1米ドル(110円)	
	事業の内容	本件買収のために当社が設立	
	主たる出資者及びその出資比率	Uzabase USA, Inc.(当社100%子会社) 100%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は当社の100%子会社であるUzabase USA, Inc.を通じて、割当予定先の持分を100%保有しております。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。		

(注) 1 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、本届出書提出日(平成30年7月2日)現在におけるものであります。

2 上記「募集に関する特別記載事項1. 本件買収について」に記載のとおり、Quartz社を存続会社とし割当予定先を消滅会社とする合併が実施され、消滅会社である割当予定先は合併対価の一部として今回の第三者割当によって割り当てられる当社普通株式をQuartz社の株主に交付することとなります。

(2) 割当予定先の選定理由

上記「募集に関する特別記載事項1. 本件買収について」に記載のとおり、本件買収は、割当予定先に対して、当社の新株式及び新株予約権の発行を行い、割当予定先がQuartz社との合併に際してその対価の一部として、これらの株式及び新株予約権をQuartz社の株主に対して交付するという方式により行われます。今回の第三者割当による新株式発行は、本件買収の対価とするため、割当予定先に割り当てるものであり、当社普通株式の払込期間は平成30年7月31日から同年10月1日を予定しています。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,232,480株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先は、割り当てられた当社の普通株式を本件買収の対価として使用する予定であり、割当予定先に割り当てられた当社の普通株式全てがQuartz社の出資者であるAtlantic Media Inc.(以下「Atlantic Media社」という。)に交付される予定です。なお、Atlantic Media社に交付される予定の当社普通株式について、Atlantic Media社は、クローリング日から起算して180日目の日に終了する期間中、原則として、当社の事前の書面による承諾を受けることなく売却等を行わない旨を、当社との間で合意しています。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先に対して、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を行い、当該割当予定先がQuartz社との合併に際してその対価の一部として、上記「募集に関する特別記載事項 1. 本件買収について (2) 本件買収の対価」に記載のとおり、これらの株式及び新株予約権をQuartz社の出資者に対して交付するという方式により、本件買収を行います。

割当予定先に対しては、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権発行の払込みに先立ち、当社から割当予定先に対して当該払込みに必要な資金を同社の増資をHoldCoを通じて引き受けることにより拠出するため、割当予定先による新株式及び新株予約権に対する払込みに要する財産は確保される予定です。

なお、当社は、株式会社みずほ銀行を借入先、借入金額55億円、市場金利を参考にした変動金利を借入利率、借入期間を2年、無担保とする借入契約を締結する確約を得ており、割当予定先に対して払込みに必要な資金として拠出する金額については、当該借入れで賄う予定です。したがって、本件買収に係る払込みに要する資金の確保については問題ないものと確認しています。当社の財産の状況の詳細については、下記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に掲げる有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるUZは、株式会社東京証券取引所の上場会社である当社の完全子会社です。また、当社が株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(平成30年4月5日付)に記載しているとおり、当社は、当社グループにおける方針・基準として、「反社会的勢力対策規程」を定め、「当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。」ことを基本方針とすると共に、反社会的勢力が当社グループに接触してきた場合の対応について定め、不当要求があった場合には直ちに警察に届け出ることとするなど、必要な対応を行っています。

以上から、当社としては、UZ及びその役員は反社会的勢力又はその関係者と一切関係が無い旨を確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、当社は、割当予定先がQuartz社と合併する結果として当社の新株式を取得することとなるAtlantic Media社及びその役員についても、企業調査データベースを用いて、反社会的勢力又はその関係者と一切関係が無い旨を確認しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠と合理性に対する考え方

第三者割当による新株式発行に係る払込金額につきましては、第三者割当による新株式発行の取締役会決議日の直前取引日である平成30年6月29日の東京証券取引所における当社普通株式の出来高加重平均価格である3,207円といたしました。

当該払込金額は、直近取引日の終値(3,275円)に対して2.1%のディスカウント、直近取引日から1ヵ月遡った期間の終値平均値(3,211円)に対して0.1%のディスカウント、直近取引日から3ヵ月遡った期間の終値平均値(2,720円)に対して17.9%のプレミアム、直近取引日から6ヵ月遡った期間の終値平均値(2,268円)に対しては、41.4%のプレミアムとなります。上記を勘案した結果、第三者割当による新株式発行に係る払込金額は、日本証券業協会の定める第三者割当に関する指針に沿ったものであり、また、直近取引日から1ヵ月、3ヵ月及び6ヵ月遡った期間の終値の単純平均値のいずれとの比較においても10%未満のディスカウント率又はプレミアムとなることから、特に有利なものとはいえず、合理的であると判断しています。

これを踏まえ、取締役会に出席した監査役3名(うち全員が社外監査役)は、上記払込金額につきましては、日本証券業協会の定める第三者割当に関する指針に沿ったものであると認められることから、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行される当社の普通株式数は最大1,232,480株(注)であり、当社発行済普通株式総数(平成30年3月31日現在29,375,676株)に対する希薄化率は約4.2%(平成30年3月31日時点の総議決権数293,706個に対する希薄化率は4.2%)に相当します。

しかしながら、これら第三者割当を伴う本件買収は、上記「募集に関する特別記載事項 1. 本件買収について (1) 本件買収の目的」に記載のとおり、「経済情報で、世界を変える」をミッションに掲げ、世界でのNewsPicks事業の成長によって“世界で最も影響力のある経済メディア”を目指す当社にとって貴重な機会であり、当社の企業価値の向上に資するものと考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しています。

また、上記「募集に関する特別記載事項 1. 本件買収について (2) 本件買収の対価 (注)2」に記載のとおり、アーンアウト対価の一部として、平成30年12月に終了する事業年度に係るQuartz社の売上に応じて、本件買収実行時のQuartz社の出資者に対して交付される新株予約権の行使可能個数が増加する可能性があり、すべての新株予約権が行使された場合に発行される株式数は最大862,736株となる可能性があります。その場合、アーンアウト対価の合計で最大2.9%(議決権ベース2.9%)の希薄化が生じることとなり、本件買収総合計で7.1%(議決権ベース7.1%)の希薄化が生じることとなります。これに加えて、上記「募集に関する特別記載事項 3 第三者割当による発行決議日直前取引日終値以上を下限行使価額とした行使価額修正条項付新株予約権発行について」に記載の当社第19回新株予約権がすべて行使された場合、本件買収総合計との合算で最大13.9%(議決権ベース13.9%)の希薄化が生じることとなります。当社は、これらの点を勘案しても、上記理由により、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しています。

上記の本件の買収価額を決定するに際しては、上記「募集に関する特別記載事項 1. 本件買収について (2) 本件買収の対価」に記載のとおり、当社は、そのファイナンシャル・アドバイザーであるGCAから企業価値算定書を取得し、当該算定結果も勘案しています。

(注) 割当予定先は、クローリング基準時株式数についてのみ申込又は払込みを行う予定であり、当社は、払込期間中に申込又は払込みのない株式については、発行を打ち切る予定であるため、実際の発行株式数は減少する可能性があります。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
新野 良介	群馬県高崎市	7,102	24.25%	7,102	21.27%
梅田 優祐	アメリカ合衆国コネチカット州	6,022	20.56%	6,022	18.04%
稲垣 裕介	神奈川県川崎市中原区	2,482	8.48%	2,482	7.44%
UZ LLC	160 Greentree Drive, Suite 101, City of Dover, County of Kent, State of Delaware	0	0.00%	2,095	6.28%
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	0	0.00%	2,000	5.99%
State Street Bank and Trust Company (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	One Lincoln Street, Boston, MA USA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	1,017	3.47%	1,017	3.05%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	991	3.38%	991	2.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	957	3.27%	957	2.87%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	608	2.08%	608	1.82%
UBS AG Singapore (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	Aeschenvorstadt 1, CH-4002 Basel Switzerland (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	505	1.73%	505	1.51%
竹内 秀行	神奈川県足柄上郡松田町	479	1.64%	479	1.44%
計		20,165	68.84%	24,260	72.66%

- (注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、平成29年12月31日現在の株主名簿に基づき算出していますが、「所有株式数」には、当社が平成30年1月1日付で行った当社普通株式1株につき2株の割合での株式分割が、平成29年12月31日時点で効力が生じていたものと仮定した場合の株式数を記載しています。
- 2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、上記「割当後の所有株式数」に係る所有議決権数を、本新株式に係る議決権数12,324個並びに第18回新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大862,736株に係る議決権数8,627個及び第19回新株予約権全てが行使された場合の交付株式数の総数最大2,000,000株に係る議決権数20,000個の合計数を割当前の総議決権数に加算した数で除して算出しています。「割当後の所有株式数」につきましては、本第三者割当に係る株式数に加え、第18回新株予約権及び第19回新株予約権全てが行使された場合の交付株式数も含めて記載しています。
- 3 上記株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりです。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 975,200株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 957,400株
- 4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しています。
- 5 上記表において、UZは、当社の子会社であるため、会社法施行規則第67条第1項の規定により当社普通株式に係る議決権を有しないこととなります。
- 6 第19回新株予約権の割当予定先であるみずほ証券株式会社は、当該新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であるため、割当予定先であるみずほ証券株式会社は割当後における当社の大株主にはならないと見込んでいます。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)平成30年3月29日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第1四半期(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日)平成30年5月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月4日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月5日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第15号の3の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成30年7月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成30年7月2日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しています。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ユーザベース

(東京都港区六本木七丁目7番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。